

# **静岡市芸術文化活動 発表会参加奨励補助金 のお知らせ**

**令和4年度(改訂版)  
静岡市文化振興課**

静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金のお知らせ

一 目 次 一

補助金申請の流れ	1
相手方登録についてのご案内	3
補助金交付要綱	5
補助金交付申請書	20
補助金変更承認申請書	22
補助金交付実績報告書	24
消費税仕入控除税額等報告書	26
相手方登録申請書	28
委任状	30
収支予算書	32
収支決算書	34
請求書	36
各通知書①～③（見本）	38

# ★ 静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金申請の流れ ★

静岡市では、音楽、演劇、舞踊その他の芸術文化活動を行う者を育成し、もって市民の芸術文化活動の振興を図るため、芸術文化活動（スポーツ活動を除く。）の発表会に出場する個人又は団体に対して、参加奨励補助金を交付しています。

下記の事項及び要綱をよくお読みになって、ご利用下さい。

## 1. 対象者

芸術文化活動の発表会に参加する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者。

(1) 個人：市内の学校等に在学する児童・生徒・学生

(2) 団体：活動拠点が市内にあり児童・生徒・学生で構成される団体（上限 50 名）

※社会人は除く。

※発表会への出場者のみ対象。（引率者、機材運搬者等は対象外。）

## 2. 補助対象となる発表会

(1) 全国的な規模及び水準をもって開催される発表会であって、芸術文化の振興に資すると市長が認めるもの

(2) 中部地方（東海地方、北陸地方及び信越地方をいう。）にまたがる規模及び水準をもって開催される発表会であって、芸術文化の振興に資すると市長が認めるもの  
※静岡県内で開催される発表会は除く。

※上記「市長が認めるもの」の例

①国、都道府県又は都道府県教育委員会が主催、共催又は後援する発表会

②地区大会等に入賞するなど、優秀な成績をもって参加する全国的な発表会

## 3. 補助金額

(1) 全国規模の発表会 1人につき 3,000円

(2) 中部地方規模の発表会 1人につき 2,000円

## 4. 申請方法

(1) 申請書（様式第1号）に必要事項（記入例参照）を記入し、押印してください。

※申請者が、学校の場合は学校名と校長名を、団体の場合は団体名と代表者名を、申請者として記入してください。

※参加者が個人で未成年者の場合は保護者の方が申請してください。

(2) 申請書は、次の添付書類を添えて、必ず発表会開催日より前に提出してください。

### ＜申請時の添付書類＞

＜申請書以外の必要提出書類＞… 1～2(3、4は必要に応じて)

1. 発表会開催要項又はこれに準ずる書類

2. 収支予算書

3. 団体の場合、発表会出場者名簿

（書式は問いませんが、出場者名・人数が明確にわかるものを！）

4. 受領関係書類

（1）相手方登録申請書（P28）※1回限りの支払、登録申請済の場合は不要

（2）委任状（P30）※申請者と受任者が異なる場合、必要となります。

## 5. 申請先及びお問い合わせ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎 新館16階

静岡市役所 観光交流文化局 文化振興課

電話：054-221-1040（8:30～17:15 土日祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

## 6. 申請後の流れ

1. 申請書審査後、交付決定通知書（様式第2号）P39を送付します。



2. 事業終了後速やかに、報告書（様式第5号）P24に請求書P36を添えて提出してください。添付資料はP34～37を参照してください。



3. 提出された報告書を確認・審査後、交付確定通知書（様式第6号）P42を送付します。



4. 請求書確認後、補助金を指定口座に振り込みます。

## 7. 出場者数が変更した場合の流れ

1. 交付決定後、出場者人数に変更があった場合、速やかに変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。（補助金交付額が変更になります。）  
※必ず変更前・変更後の出場者名簿を添付してください。  
（[変更]申請者は、申請者と同一としてください。P23を参照してください。）



2. 変更申請審査後、変更承認通知書（様式第4号）P41を送付します。



3. 事業終了後は、「申請後の流れ2.」以降と同じ流れとなります。

## 8. その他

この申請書等の書式は、静岡市のホームページからもダウンロードしてご使用いただけます。

静岡市役所 芸術文化活動発表会補助金

検索

カチ！

☆ 必 ず 発 表 会 開 催 前 に 申 請 し て く だ さ い ☆

発表会開催日より前に申請手続きを！発表会後は受け付けできません！

☆ 申 請 ・ 報 告 の 前 に 確 認 し て く だ さ い ! ☆

①申請時の収支予算書の添付、実施報告時の収支決算書の添付

②県内開催の大会は対象外 ③社会人は対象外

『静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金』制度を利用して、  
口座振替により繰り返し支払いを受ける、個人または文化団体の皆様へ

# ♪相手方登録についてのご案内♪

相手方登録とは、静岡市と取引のある皆様方への支払い手続きを確実かつスムーズに行うため、ご住所・氏名・口座情報等を【相手方登録申請書】により、あらかじめ登録させていただくものです。登録されると本市より後日通知いたします、【相手方番号】を請求書に記載してご請求いただくことで、ご指定の口座に振込みをさせていただきます。

## 1 相手方登録申請書提出の対象

【新規登録】…新たに口座振替により反復して支払いを受ける場合

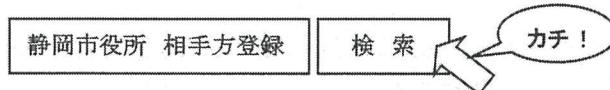
【変更登録】…住所・氏名・口座情報等の登録内容に変更がある場合

【廃止登録】…静岡市との取引がなくなった場合

## 2 相手方登録申請書の様式について

新規・変更・廃止を兼ねた様式となっております。(P28)

(静岡市 HP の「申請書ダウンロードサービス」からもダウンロードできます)



## 3 相手方登録完了後、速やかに相手方番号を通知いたします。

相手方番号は、請求書ご提出の際に必要(※請求書に相手方番号の記入欄があります)になります。請求書の様式をご確認ください。また、内容に変更がない場合は今後も引き続き必要となりますので、通知書は保管してください。

## 4 注意事項

- ・新規登録、変更登録において、申請者と口座名義が異なる場合は、委任状(別紙参照)を併せてご提出ください。
- ・すでに登録済みであっても、登録内容に変更があった際は速やかに手続きを行ってください。
- ・平成 21 年 2 月以前に支払い実績がある場合で、新規登録の必要のない場合、相手方番号は通知されませんが、請求書提出の際は相手方番号の記入をお願いいたします。

## 5 その他

- ・相手方登録申請書に記載された個人情報は、静岡市の支払い業務以外に使用いたしません。
- ・すでに登録済みで相手方番号が不明なときは、下記までお問合せください。

## 6 問合せ先

静岡市観光交流文化局文化振興課 電話:054-221-1040(土日・祝日,年末年始(12/29~1/3)除く 8:30~17:15)

# 相手方登録について

## 1 相手方登録とは

相手方登録とは、静岡市と取引のある皆様方への支払手続きを確実かつスムースに行うため、ご住所、氏名、振込口座情報等を「相手方(振込口座等)登録申請書」により、あらかじめ登録させていただぐものです。

相手方登録が完了すると、個別の『相手方番号』が付番されます。

## 2 相手方登録完了後の流れ

- ① 相手方登録が完了すると、「相手方確認票」をご記入いただいた住所に送付します。登録内容をご確認の上、保管してください(ただし、相手方確認票の送付は新規登録の場合に限ります。)。
- ② 相手方確認票には、『相手方番号』が記載されています。

静岡市に対する請求書に、『相手方番号』を記載していただければ、振込口座情報の記載なしでご登録の口座に振込をさせていただきます。

これによって、請求書に記載する項目を減らすとともに、口座情報を直接記載した請求書を受渡しするよりも情報管理の面からも安全といえます。

### 【相手方番号のケタ数について】

平成 30 年 3 月 31 日まで : 0 から始まる 8 ケタの番号

平成 30 年 4 月 1 日から : 0 から始まる 10 ケタの番号

※8 ケタの番号をお持ちの場合は、平成 30 年 4 月 1 日から自動的に 10 ケタの番号に変換しています。

## 3 その他

- ① 源泉徴収の対象となる場合には、個人番号(マイナンバー)の記載及び本人確認へのご協力をお願いします。
- ② 病院局については、この相手方登録制度をご利用できません。また、上下水道局については、請求書への口座情報の記載省略はできません。
- ③ 相手方登録申請書に記載された情報は、静岡市からの支払業務(源泉徴収事務を含む。)以外には使用しません。
- ④ 相手方登録申請を行わないと、静岡市からの支払(源泉徴収対象業務は除く。)ができないということではありません。

## 提出・記入上のご注意

- 1 「新規、変更(変更内容)、廃止」の、該当する項目に○をつけてください。
- 2 申請日は本申請書を市へ提出する年月日、適用日は申請内容を適用する年月日を記入してください。
- 3 消えるボールペン及び修正液等は使用しないでください。
- 4 相手方と異なる口座名義人に振込みを希望する場合は、別紙「委任状(相手方登録申請用)」を添付してください。
- 5 振込通知(支払通知)は、「はがき」による郵送となります。
- 6 口座情報の確認のため、口座情報が確認できるもの(通帳の写し等)を提示又は添付してください。
- 7 すべての同意事項にご同意いただけない場合は、相手方登録はいたしません。  
(ご同意いただける場合は、各項目の□にレ点をつけてください。)

静岡市芸術文化活動発表会参加  
奨励補助金交付要綱  
(令和4年度 改正)

## 静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱

静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱（平成15年4月1日施行）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 静岡市は、音楽、演劇、舞踊その他の芸術文化活動を行う者を育成し、もって市民の芸術文化の振興を図るため、これらの芸術文化活動の成果を発表する大会（以下「発表会」という。）に参加する学生等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校に在学する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）又は学生等により構成される団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### （補助事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる発表会（静岡県内で開催されるものを除く。）に参加する事業であって、市長が必要があると認めるものとする。

（1）全国的な規模及び水準をもって開催される発表会であって、芸術文化の振興に資すると市長が認めるもの

（2）中部地方（東海地方、北陸地方及び信越地方をいう。）にまたがる規模及び水準をもって開催される発表会であって、芸術文化の振興に資すると市長が認めるもの

### （補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、交通費、宿泊費及び参加費であって、市長が必要があると認めるものとする。

### （補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助事業として参加する次の表の左欄に掲げる発表会の区分に応じ、同表の中欄に定める額とする。ただし、学生等により構成される団体に係る補助金の額は、同表の左欄に掲げる発表会の区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。

発表会	補助金の額	補助限度額
第2条第1号に掲げる発表会	参加者1人につき3,000円	1団体あたり 15万円
第2条第2号に掲げる発表会	参加者1人につき2,000円	1団体あたり 10万円

### （交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付申請

書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 発表会開催要項又はこれに準ずる書類
- (2) 収支予算書
- (3) 発表会に参加する者の名簿（学生等により構成される団体が補助金の交付を受けようとする場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、補助金の交付を決定したときは、芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

（補助事業者が遵守すべき事項）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 補助事業として参加する発表会の開催が中止されたとき。
- (2) 補助事業者が発表会の参加を辞退し、又は取り消されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請した内容に変更を生じたとき。

（変更の申請）

第8条 補助事業者は、参加者の人数の変更その他の事情により申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ芸術文化活動発表会参加奨励補助金変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請の変更の内容を確認することができる書類
- (2) 変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(変更の承認)

第9条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、芸術文化活動発表会参加奨励補助金変更承認通知書（様式第4号）によ

り補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、参加する発表会が終了したときは、速やかに芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 発表会に参加した者の名簿（学生等により構成される団体が補助金の交付を受けようとする場合に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金等の額を確定し、芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業として参加する発表会の開催が中止されたとき。

(2) 補助事業者が発表会の参加を辞退し、又は取り消されたとき。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、第5条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らか

でない場合は、この限りでない。

- (2) 補助事業者は、第10条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
- ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し  
イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (4) 市長は、第6条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付申請書

年　月　日

（宛先） 静岡市長

申請者 住所  
氏名 団体にあっては、その所在地  
電話 団体にあっては、その名称及  
び代表者の氏名

補助金の交付を受けたいので、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 発表会の名称

3 開催日時又は期間

4 添付書類

- (1) 発表会開催要項又はこれに準ずる書類
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の場合にあっては、発表会に参加する者の名簿

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏名  印

芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

- (1) 補助事業として参加する発表会の開催が中止されたとき。
- (2) 補助事業者が発表会の参加を辞退し、又は取り消されたとき。
- (3) その他申請した内容に変更を生じたとき。
- (4) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

ア 要綱第10条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を算出する。

額）を補助金の額から減額して報告すること。

イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告とともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

（ア）補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

（イ）（ア）に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（5）（1）から（4）までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

芸術文化活動発表会参加奨励補助金変更承認申請書

年　月　日

（宛先） 静岡市長

申請者 住所  
氏名  
電話

団体にあっては、その所在地  
団体にあっては、その名称及び代表者の氏名

年　月　日付け 第　　号で補助金の交付決定を受けた芸術文化活動発表会参加奨励補助金の変更について承認を受けたいので、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更後の補助金交付申請額 円

4 添付書類

（1）申請の変更の内容を確認することができる書類

（2）変更収支予算書

様式第4号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏名 印

芸術文化活動発表会参加奨励補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった芸術文化活動発表会参加奨励補助金の変更については、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1 既決定額 円

2 承認後の補助金交付決定額 円 }

様式第5号（第10条関係）

芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付実績報告書

年　月　日

（宛先）静岡市長

報告者 住所  
氏名  
電話

団体にあっては、その所在地  
団体にあっては、その名称及び代表者の氏名

年　月　日付け 第　号により交付の決定を受けた芸術文化活動発表会参加奨励補助金に係る発表会に参加したので、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

1 開催日時又は期間

2 添付書類

（1）収支決算書

（2）団体にあっては、発表会に出場した者の名簿

様式第6号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏名 印

芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった芸術文化活動発表会参加奨励補助金の交付については、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第7号（第14条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所

団体にあっては、その所在地

報告者 氏名

団体にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた芸術文化活動発表会参加奨励補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）

金 円

2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額

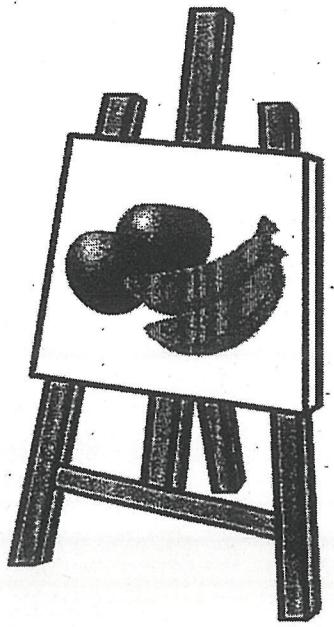
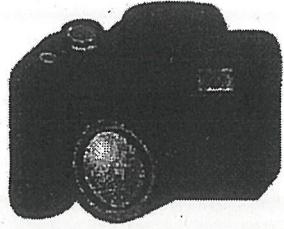
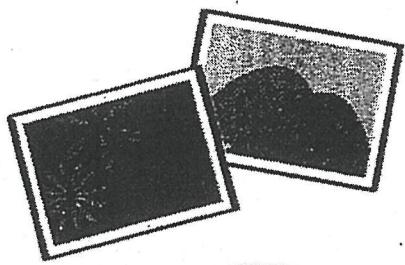
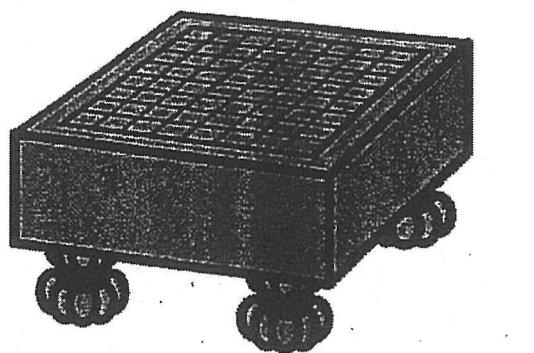
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金 円



## 【様式・記入例】

1. 交付申請書・記入例
2. 変更承認申請書・記入例
3. 交付実績報告書・記入例
4. 消費税仕入控除税等報告書・記入例
5. 相手方登録申請書・記載例
6. 委任状・記入例
7. 収支予算書・記入例
8. 収支決算書・記入例
9. 請求書・記入例

様式第1号（第5条関係）

芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付申請書

年　月　日

（宛先） 静岡市長

住所

申請者 氏名

電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 発表会の名称

3 開催日時又は期間

4 添付書類

(1) 発表会開催要項又はこれに準ずる書類

(2) 収支予算書

(3) 団体の場合にあっては、発表会に参加する者の名簿

様式第1号（第5条関係）

## 記入例

※提出日を記入してください。

【注意】必ず大会開催前に提出！

### 芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付申請書

令和〇〇年〇月〇日

（宛先） 静岡市長

個人は現住所。学校は所在地。その他団体は、

住所 静岡市葵区追手町5番1号

事務局または代表者の住所を記入してください。

氏名 静岡市立葵中学校

個人は個人名を。学校は学校名と校長職氏名。

校長 静岡 静男

その他団体は、団体名と代表者の肩書きと代表者氏名を

電話 (\*\*\*)-\*\*\*-\*\*\*\*

記入してください。電話番号も記入してください。

文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第5条  
の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

全国規模は3,000円×出場者数

中部地区規模は2,000円×出場者数

1 交付申請額 150,000円

2 発表会の名称 第25回全国音楽コンクール

3 開催日時又は期間 令和〇〇年10月11日（日）午前10時から午後3時まで

4 添付書類

（1）発表会開催要項又はこれに準ずる書類

（2）収支予算書

★必ず提出していただく書類です!!

（3）団体の場合にあっては、発表会に参加する者の名簿

（注意）記入例を参考に、記入漏れがないよう再度確認し、提出してください

様式第3号（第8条関係）

芸術文化活動発表会参加奨励補助金変更承認申請書

年　月　日

（宛先）静岡市長

住所  
申請者　氏名  
電話

年　月　日付け 第　号第　号で補助金の交付決定を受けた芸術文化活動発表会参加奨励補助金の変更について承認を受けたいので、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更後の補助金交付申請額 円

4 添付書類

- (1) 申請の変更の内容を確認することができる書類
- (2) 変更収支予算書

※静岡市から、「静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付決定通知書」が送付された後で  
出場者数に変更があった場合は必ず提出してください。

様式第3号（第8条関係）

## 記入例

変更が生じ提出する日。

速やかに提出してください!!

### 芸術文化活動発表会参加奨励補助金変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先） 静岡市長

「申請書」の住所・氏名と同  
一であること!!

住所 静岡市葵区追手町5番1号

申請者 氏名 静岡市立葵中学校

校長 静岡 静男

電話 (\*\*\*)-\*\*\*-\*\*\*\*

「交付決定通知書」を元に、必ず記入  
してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇2静観文振第\*\*\*\*号で補助金の交付決定を受けた芸術  
文化活動発表会参加奨励補助金の変更について承認を受けたいので、静岡市芸術文化活動発  
表会参加奨励補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容 出場人数の変更 50人→48人

理由は必ずご記入ください。

2 変更の理由 2名が急病により当日出場できなくなつたため。

3 変更後の補助金交付申請額 144,000円

4 添付書類

(1) 申請の変更の内容を確認することができる書類

(2) 変更収支予算書 ★必要に応じて、資料を添付してください。

様式第5号（第10条関係）

芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付実績報告書

年　月　日

（宛先） 静岡市長

住所

報告者 氏名

電話

年　月　日付け 第 号により交付の決定を受けた芸術文化活動発表会参加奨励補助金に係る発表会に参加したので、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

1 開催日時又は期間

2 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 団体にあっては、発表会に出場した者の名簿

## 記 入 例

### 芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付実績報告書

日付を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先） 静岡市長

「申請書」の住所・氏名と同一で  
あること！！

報告者 住所 静岡市葵区追手町5番1号  
氏名 静岡市立葵中学校  
校長 静岡 静男  
電話 (\*\*\*)-\*\*\*-\*\*\*\*

「交付決定通知書」を元に、必ず記入

してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇2静観文振第\*\*\*\*\*号により交付の決定を受けた芸術文化活動発表会参加奨励補助金に係る発表会に参加したので、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

1 開催日時又は期間

令和〇〇年10月11日(日)午前10時から午後3時まで

2 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 団体にあっては、発表会に出場した者の名簿

★必ず提出していただく書類です!!

様式第7号（第14条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年月日

(宛先) 静岡市長

住所  
[団体にあっては、その所在地]

報告者 氏名  
[団体にあっては、その名称  
及び代表者の氏名]  
電話番号

年月日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた芸術文化活動発表会参加奨励補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
金 円

2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円

4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）  
金 円

## 記入例

様式第7号（第14条関係）

提出日を記入してください。

消費税仕入控除税額等報告書

令和〇〇年〇月〇日

（宛先） 静岡市長

「申請書」の住所・氏名と  
同一であること！！

住所

静岡市葵区追手町5番1号

報告者 氏名

静岡市立葵中学校  
校長 静岡 静男

電話番号

「交付決定通知書」を元に、必ず記入  
してください。

令和〇〇年〇月〇日 〇2 静観文振 第\*\*\*\*号により補助金の交付の決定を受けた芸術文化活動発表会参加奨励補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
金 円

2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円

4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）  
金 円

※この報告書は確定申告で金額が決定した後、ご提出ください。  
該当が無い場合は提出不要です。

# 相手方（振込口座等）登録（新規・変更・廃止）申請書

静岡市長

あて先

静岡市公営企業管理者

申請日 令和 年 月 日  
適用日 令和 年 月 日

申請書裏面の内容を確認し、下記の事項に同意の上、申請します。※同意いただけた場合は□にレ点をつけてください。

- 静岡市から受け取る支払い金のうち口座振替払については、下記の指定口座に振込まれることに同意します。  
(申請書に口座情報の記入をした場合のみ)
- 当申請書に記入した情報について、静岡市の財務会計システムに登録されることに同意します。
- 源泉徴収事務のため、個人番号を提供します。(源泉徴収対象者のみ)

記

下記の該当項目に○を付けて下さい。

新規	変更	・法人名 ・代表者 ・住所 ・口座 ・個人番号(マイナンバー) ・その他( )	廃止	相手方番号											会計室受付印

注1:請求書と同じ内容を記入してください。注2:権限の委任がある場合は、別紙委任状を添付してください。

注3:消えるボールペン及び修正液等は使用しないでください。

法個人 人名 名	フリガナ			代表者	フリガナ 役職名			
生年月日	大正・昭和 平成・令和 年 月 日	(電話番号) — — —			(ファクシミリ番号) — — —			
所住 在地 所	〒( - - )							
個人 番 号 <small>(マイナンバー)</small>	※源泉徴収事務に利用するため、マイナンバーをご提供ください。 ※この欄は、源泉徴収対象者（静岡市及び静岡市公営企業から報酬、謝金、賃金等を受け取る方）以外は記入しないでください。				《本人確認方法》 ※静岡市担当職員記入欄※ <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カードと運転免許証 又は その他( ) <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し と運転免許証 又は その他( )			

通常口座

注4:口座情報の確認のため、口座情報が確認できるもの(通帳の写し等)を提示又は添付してください。

口 座 内 容	金融機関名			銀行コード			支店名			支店コード		
	銀行 信用金庫 農協											
	預金種目	口座番号(右詰め)		口座名義(カタカナで記入してください)								
1普通 2当座 9その他												

前払金口座(工事・建設コンサル登録で、前払金専用の口座を開設している場合のみ記入してください。)

口 座 内 容	金融機関名			銀行コード			支店名			支店コード		
	銀行 信用金庫 農協											
	預金種目	口座番号(右詰め)		口座名義(カタカナで記入してください)								
1普通												

(静岡市担当課の確認)

上記の記載内容に誤りがないこと、口座情報が  
確認書類と一致していることを確認しました。

所属名  
担当者氏名

確認者職・氏名

(署名又は記名押印)

(連絡先)

## 記載例

## 相手方（振込口座等）登録（新規登録用）

静岡市長

同意事項を確認の上、□に  
レ点をご記入ください。

申請日には提出した年月日を、適用日には下記  
の内容を適用する年月日をご記入ください。

申請日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
適用日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請書面の内容を確認し、下記の事項に同意の上、申請します。

- 静岡市から受け取る支払い金のうち口座振替払については、下記の指  
(申請書に口座情報の記入をした場合のみ)
- 当申請書に記入した情報について、静岡市の財務会計システムに登録
- 源泉徴収事業者（源泉徴収対象者のみ）

変更の場合は変更する項目  
すべてに○を付けてください。

記

変更・廃止の場合は、お知らせ済みの番号をご記入  
ください。

※平成30年度から、これまでの番号(8ケタ)の、2ケタ目と3ケタ目の間に  
0が挿入され、10ケタに変換されます。

【例】

これまで：05123456

平成30年度から：0500123456

下記の該当項目に○をして下さい。

新規	変更	・法人名 ・代表者 ・住所 ・口座 ・個人番号(マイナンバー) ・その他( )	廃止	相手方番号									会計室受付印
----	----	--	----	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--------

注1:請求書と同じ内容を記入してください。

注2:権限の委任がある場合は、別紙委任状を添付してください。

注3:消えるボールペン及び修正液等は使用しないでください。

法個人 人名 名 称	フリガナ シズオカシャクショウコウギヨウカブシキガイシャ 静岡市役所工業株式会社	代表者	フリガナ ダイヒヨウトリシマリヤク シズオカ タロウ 役職名 代表取締役 静岡 太郎		
生年月日	大正・昭和 平成・令和 年 月 日	(電話番号)	(ファクシミリ番号)		
所住 在地 所	〒(420-0001)	静岡市葵区追手町○番△号			
個人 番 号 (マイナンバー)	※源泉徴収事業を利用するため、マイナンバーをご提供ください。 ※この欄は、源泉徴収対象者（静岡市及び静岡市公営企業から報酬、謝金、賃金等を受け取る方）以外は記入しないでください。  源泉徴収対象の方のみご記入ください。 担当職員が右記により本人確認をさせていただきます。		<本人確認方法> ※静岡市担当職員記入欄※ <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カードと運転免許証 又は その他 ( ) <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し と運転免許証 又は その他 ( )		

## 通常口座

注4:口座情報の確認のため、口座情報が確認できるもの(通帳の写し等)を提示又は添付してください。

口 座 内 容	金融機関名		銀行コード				支店名			支店コード			
	預金種目	口座番号(右詰め)	銀 行	1	2	3	4	支店名			0	0	1
	1普 通	1 1 1 1	銀行 信用金庫 農協	シス*	オ	カ	シヤク	ショコ	ウキ*	ヨ			
	2当 座			ウ	(	カ							
	9その他												

前払金口座（工事・建設コンサル登録で、前払金専用の口座を開設している場合のみ記入してください。）

口 座 内 容	金融機関名		銀行コード				支店名			支店コード		
	預金種目	口座番号(右詰め)	銀 行	1	2	3	4	支店名			支店	
	1普 通		銀行 信用金庫 農協									
	2当 座											
	9その他											

(静岡市担当課の確認)

上記の記載内容に誤りがないこと、口座情報が  
確認書類と一致していることを確認しました。

所属名  
担当者氏名

確認者職・氏名  
(連絡先)

(署名又は記名押印)

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 静岡市長

私は、を代理人と定め、静岡市か  
ら受ける支払金の受領に関する一切の権限を委任します。

委任者 住所

氏名

受任者 住所

氏名

# 記入例

## 委任状

令和〇〇年〇月〇日

申請日と同じ日付を入れてください。

(あて先) 静岡市長

【受任者名】の記入間違えがないよう、十分気をつけてください。

私は、  
静岡市立葵中学校後援会  
会長 静岡 由比子  
ら受けける支払金の受領に関する一切の権限を委任します。

注意

委任者(補助金申請者)  
の住所・氏名は、  
交付申請書と同一であること!  
印は申請書・実施報告書・(相手方登録申  
請書)と同一のものとする

委任者 住所 静岡市葵区追手町5番1号

氏名 静岡市立葵中学校

校長 静岡 静男

受任者 住所 静岡市葵区追手町5番1号

氏名 静岡市立葵中学校後援会

会長 静岡 由比子

注意

受任者(口座名義人)の氏名は  
「一般請求書」の口座名義と、  
同一であること!

※申請者である、団体の代表者が補助金の振込み先として、代表者の個人名義にあてている場合は、  
この「委任状」は使用せず、その旨(申請者の代表者名と振込み先名義人が同一であるという)を  
書類として提出してください。※書式は問いません。

< 注意 > 委任状が必要となる事業において、相手方登録後も、

複数回申請が行われる場合は、その事業ごとに委任状は提出してください。

※申請者と振込先口座名義人が異なる場合は、  
委任状の提出が必要となります。

(注意)記入例を参考に、記入漏れが無いよう、再度確認し、提出してください。

## 静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金＜収支予算書＞

下記のとおり申請いたします。

事業名	
【収入】	【支出】

個人名又は団体名：

## 記入例

### 静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金＜収支予算書＞

下記のとおり申請いたします。

必ずご記入ください。

事業名	第25回全国音楽コンクール		
【収入】	【支出】		
部費 参加費 静岡市奨励補助金	00,000円 00,000円 (@000円×00人) 00,000円 (@3,000円×00人)	交通費 宿泊費 参加費 保険代	00,000円 (@000円×00人) 00,000円 0,000円 0,000円 (@000円×00人)
合計	000,000円	合計	000,000円

#### (注意事項)

- 大会出場に際し、予測される収入・支出金額を記入してください。
- 収入は補助金が交付された場合の暫定金額を、支出は収入と同額(収入=支出)となるよう予算を組んでください。
- 申請の大会のみを対象とした補助金であるため「次回への繰越金」等は出さないようにしてください。
- 記載項目が多い場合は適宜行を追加してください。

必ず記入してください。

個人名又は団体名：静岡市立葵中学校

## 静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金＜収支決算書＞

下記のとおり報告いたします。

事業名	
【収入】	【支出】

個人名又は団体名：

## 記入例

### 静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金＜収支決算書＞

下記のとおり報告いたします。

必ずご記入ください。

事業名	第25回全国音楽コンクール		
【収入】	【支出】		
部費	00,000円	交通費	00,000円
参加費	00,000円 (@000円×00人)	宿泊費	00,000円
静岡市奨励補助金	00,000円 (@3,000円×00人)	参加費	0,000円
		保険代	0,000円 (@000円×00人)
合計	000,000円	合計	000,000円

#### (注意事項)

- ・ 収入・支出金額を記入してください。
- ・ 収入と支出は同額（収入＝支出）となるよう記入してください。
- ・ 申請の大会のみを対象とした補助金であるため「次回の繰越金」等の余剰金を出さないよう気をつけてください。
- ・ 交付決定を受けた後に、出場者数の変更により補助金交付額が減額となった場合は、変更交付決定後の金額で記入してください。
- ・ 記載項目が多い場合は適宜行を追加してください。

必ず記入してください。

個人名又は団体名：静岡市立葵中学校

# 請 求 書

文化振興課課扱い

(あて先) 静 岡 市 長

下記のとおり請求します。

令和 年 月 日

金額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金として

住所又は所在地

氏名又は名称

※ 相手方番号		(法人にあっては、法人名及び代表者の職・氏名)
支払方法 (○を付けてください)	現金・口座振替	請求番号

下記口座へ振込みください。

銀行名(本・支店名まで記入して下さい。)

普通

銀行 本・ 支店 口座番号 当座 No.

その他( )

(フリガナ)

口座名義

摘要

※相手方登録をしている場合は、相手方番号を記入してください。

(口座情報の記入を省略することができます)

## 記入例

## 請求書

文化振興課扱い

(あて先) 静岡市長

下記のとおり請求します。

提出日を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

金額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
								¥	1	4	4	000

ただし、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金として

&lt;注意!!&gt;

交付金額が確定した後に、  
必要となる書類です。金額は交付決定された金額を  
正しく記入してください!!  
「¥」マークを忘れずに!!住所・氏名・は申請者・実施  
報告と同一であること!!

住所又は所在地

静岡市葵区追手町5番1号

氏名又は名称

静岡市立葵中学校  
校長 静岡 静男すでに相手方登録済みの方は  
こちらに「相手方番号」を記入  
してください。

※ 相手方番号

(法人にあっては、法人名及び代表者の職・氏名)

支払方法

現金・口座振替

請求番号

下記口座へ振込みください。

銀行名(本・支店名まで記入して下さい。)

普通

葵銀行 本・蒲原支店 口座番号 当座

No. 0012345

その他( )

(フリガナ) シズオカシリツアオイチュウガッコウコウエンカイ カイチョウ シズオカユイコ

口座名義 静岡市立葵中学校後援会 会長 静岡由比子

摘要

※「フリガナ」を忘れないで必ず記入してください。  
口座名義が申請者と異なる場合は、委任状と一緒に記入してください。

※相手方登録をしている場合は、相手方番号を記入してください。

(口座情報の記入を省略することができます)

(注意) 記入例を参考に、記入漏れがないよう再度確認し、提出してください。

# 【通知書見本】

1. 交付決定通知書
2. 変更承認通知書
3. 交付確定通知書

## 通知書見本①

02静観文振第 \*\*\*\*号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡市立葵中学校

校長 静岡 静男 様

静岡市長 氏名 印

### 芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定額 150,000円

2 交付の条件

次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

- (1) 補助事業として参加する発表会の開催が中止されたとき。
- (2) 補助事業者が発表会の参加を辞退し、又は取り消されたとき。
- (3) その他申請した内容に変更を生じたとき。
- (4) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

ア 要綱第10条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金

を補助金の額から減額して報告すること。

イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告とともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

（ア）補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

（イ）（ア）に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（5）（1）から（4）までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

※申請後に交付決定されると、

この書類が送付されます。

様式第4号（第9条関係）

## 通知書見本②

02静観文振第 \*\*\*\*号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡市立葵中学校

校長 静岡 静男 様

静岡市長 氏名 印

### 芸術文化活動発表会参加奨励補助金変更承認通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった芸術文化活動発表会参加奨励補助金の変更については、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第9条の規定により、次とおり承認したので通知します。

1 既決定額 150,000円

2 承認後の補助金交付決定額 144,000円

※変更申請後に、交付決定されると、

この書類が送付されます。

## 通知書見本③

02静観文振第 \*\*\*\*号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡市立葵中学校

校長 静岡 静男 様

静岡市長 氏名 印

### 芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付確定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった芸術文化活動発表会参加奨励補助金の交付については、静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金交付要綱第11条の規定により、次とおり確定したので通知します。

1 交付決定額 144,000円

2 交付確定額 144,000円

※実施報告書が提出され交付金額が確定されると、

この書類が送付されます。